

日本館居住規則

日本館はパリ国際大学都市（以下「大学都市」という。）に属する 40 ある館のうちの一つである。

すべての日本館居住者は、以下に定める三つの規約に従わなくてはならない：

1. 大学都市が定める基本規約
(http://www.ciup.fr/files/reglements_generaux.pdf)
2. 大学都市入居・居住規約
(http://www.ciup.fr/sites/default/files/documents_pratiques/Reglement-admissions-2010.pdf)
3. 日本館が定める本細則

各居住者は、入居に際して、これらの文書の内容を把握しているものとみなされる。

日本館は、入居の基準を満たさない短期的な滞在者（一時滞在者）を例外として受け入れることができる。ただし一時滞在者は原則として、大学や研究機関と何らかの関係を持つ者でなければならない。また、一時滞在者は、本細則の第 3 章、4 章、5 章、6 章、7 章の規定に従うものとする。

第 1 章 入居条件

第 1 条：入居基準

入居希望者は、その時点において有効な、大学都市入居・居住規約に全面的に従うことが求められる。

第 2 条：居住期間

学生居住者への居住許可は 1 大学年度を超えない期間に対して与えられ、最大で二度の更新が可能である。

大学年度は遅くとも 10 月 1 日に開始し、6 月 30 日に終わるものとする。

研究者居住者あるいは芸術家居住者への入居許可は随時、12 ヶ月を超えない期間に対して与えられる。その居住は、合算して 24 ヶ月を上回らない範囲で更新可能である。

日本館の滞在は、最低 3 泊以上とする。

第 3 条：入居許可の手順

学生居住者受入れの決定は、新学期の開始前、選考委員会による書類選考によって行われる。選考委員会は、以下の者により構成される：

- 1) 日本館館長
- 2) 日本館を本籍とする大学都市正規学生居住者数名

選考委員会による決定の見直しが行われることはない。

研究者居住者あるいは芸術家居住者の選考は館長の決定による。

第4条：居住者証

最終的な入居許可が下されたのち、日本館は居住者としての資格を証明する居住者証を発行する。この居住者証は本人専用であり、譲渡はできない。

居住者証はつねに、パリ国際大学都市の警備担当者によって提示を求められる可能性がある。

第5条：居住者交換制度（ブラッサージュ）

入居許可は、パリ国際大学都市全体への資格として与えられるものである。したがって、館同士の居住者交換を奨励する意味からも、入居を認められた候補者が他館への居住を提案される場合がある。

第6条：居室の原状確認および保証金

入居時には居室の原状確認が行われ書類が作成される。これは、退去時、居室の汚損の有無確認の根拠として用いられる。

居住者は到着の際、一ヶ月分の家賃に相当する保証金の支払いを求められる。この保証金は、各種料金の不払い（退去予告期間が遵守されなかった場合も含まれる）、および物質的な汚損の場合の保証となる。保証金が不足する場合には、別途賠償が必要となる。

第2章 再居住許可（レアドミッション） — 居住延長

第7条：再居住許可の要件

再居住許可の要件は、大学都市における入居・居住規約によって定められる。

居住者交換制度（ブラッサージュ）の対象である居住者の場合、再居住許可の要件は、居住者が本籍を置く館の館長の意見にも依拠する。

第8条：再居住許可申請の期日

再居住許可申請は、書面にて行なわれなくてはならない。その申請期日は以下のとおりである：

- 1) 学生は5月1日まで。
- 2) 研究者と芸術家は、遅くとも居住開始の2ヶ月前まで。

提出すべき書類や期限についての正確な情報は、毎年度日本館管理部が通知する。

第9条：移動をともなう再居住許可

他館への移動をともなう再居住許可申請は、すべて書面によって提出されねばならない。

大学年度中に他館への移動を行う場合、その他館への居住は、同年度の残存期間においてのみ有効である。

第10条：夏季期間中の滞在延長

学生居住者は、学業上の理由や自宅が遠いなどの理由がある場合、日本館に空き部屋がある限りにおいて、夏季期間中、滞在を延長することができる。

延長の申請は、年ごとに定められた期限内に（原則として5月1日まで）日本館管理部へ提出すること。

大学都市滞在の権利が消滅する居住者（正規滞在の限度期間を使い切った居住者）は、原則として滞

在延長を行うことはできず、6月30日までに部屋を明け渡さなければならない。

第3章 室料

第11条：料金規定

料金にはつぎの種類がある：

- 1) 35歳未満の学生居住者へ適用されるもの
- 2) 35歳以上の学生居住者、研究者居住者、および芸術家居住者へ適用されるもの
- 3) 一時滞在者に適用されるもの

料金表は毎年度、日本館管理理事会によって策定され、適切な方法により通知されるものとする。

6ヶ月以上滞在する学生居住者の場合、10月1日から6月30日までの期間は、支払われるべき室料は半月を最小単位として計算される。ここで言う半月とは、月の1日から15日まで、もしくは16日から31日までを意味する。この規則は、滞在の始めと終りとに適用される。

第12条：室料の支払い

月々の室料は毎月5日までに、日本館管理部へ支払わなければならない。

支払い方法はつぎのとおりである：

- 1) クレジットカード
- 2) Maison du Japon 宛の小切手（ただし、フランスの銀行で領収可能なもの）
- 3) 現金

室料支払いの遅滞および不払いは懲罰措置の対象となり、退館処分が科される可能性もある（参照：入居・居住規約のVII条）。

第4章：退館

第13条：退館時の原状確認実施と保証金の返還

退館の前に、居住者は日本館管理部の代表者一人とともに、部屋の原状確認を実施しなければならない。汚損が確認された場合には、その修理相当額が保証金より差し引かれる可能性がある。

保証金は、居住者の退館後、最大6週間以内に返還されるものとする。

第14条：居住期限満了前の退館

居住許可を与えられた期間が満了する前に退館を希望する場合、居住者は以下に記す退館予告期間をもって、日本館管理部へそのことを通知しなければならない：

- 1) 6ヶ月以上の居住の場合、遅くとも退館ひと月前
- 2) 6ヶ月未満の居住の場合、遅くとも2週間前

注意：予定日より前に退館する場合、次項に明示する退館予告期間が遵守されなければ、保証金に課金を受ける可能性がある。

退館日には、居住者は午前9時30分までに部屋を明け渡すことが義務づけられている。その時刻を過ぎた際には、さらに一泊分の室料が請求される。

第5章 居室の割り当てと居住

第15条：居室の割り当て

居室の割り当ての決定は、もっぱら日本館管理部の権限に属する。

家具の移動、および新しい家具の設置は、あらかじめ日本館管理部の許可を得なくてはならない。

他方、割り当てられた部屋の原状を保つことは、各居住者の義務となる。上に記したとおり、入居の際に作成された原状確認書は、係争の際の準拠書類として使用される。

第16条：居住

大学都市における入居・居住規約にしたがい、部屋はもっぱら個人的な使用に限られる。

日本館管理部の許可なしには、たとえ一晩であっても、居住者は親類や友人をその部屋に宿泊させることはできない。

また、有償か無償かを問わず、部屋の転貸はいかなる場合でも一律に禁止されている。

この規定に違反した際には、大学都市における権利と資格とを持たない不法滞在者はただちに退去処分となる。さらに、部屋の名義人である居住者に対して、規定に則った懲罰手続きが取られる。

第17条：招待者 — 補助ベッド

居住者は、3ヶ月につき15日間に上限として、自室に客を一人のみ宿泊させることができる。申請は、決められた書式によって、客が来館する48時間以前に受付で行う。申請受付後、全日数の一括代金と引き換えに、補助ベッドが部屋に設置される。

滞在料金は予約時に精算され、不泊の日があっても払い戻しはされない。

未成年者は入館できない。同様に、動物も日本館内に入れることはできない。

居住者は、客の行動について責任を持つものとする。

非居住者が居住者の付き添いなしに日本館を訪問する際には、受付へ立ち寄りなければならない。訪問対象の居住者が不在の場合、もしくは居住者の拒絶があった場合には、日本館への入館は許可されない。23時から7時の間には、どのような訪問も行なうことができない。

第18条：不在

1週間を超えて居室を不在とする場合には、日本館管理部に予めその旨を伝えることが望ましい。

病気の際には、日本館管理部に知らせること。

第19条：保険

日本館は大学都市の各館と同様、不法侵入による盗難に対する保険に加入している。ただし、高価な個人財産を所有している場合、また、特別な条件での保険加入を希望する場合には、居住者が自ら選択した保険会社と個別の保険契約を結ぶことが望ましい。

第20条：居室の点検

衛生、建物維持管理、安全上の理由により、日本館によって権限を与えられた職員は、居住者の居室に常時立ち入ることができる。居住者は、いかなる場合においても、自らの居室への立ち入りを妨げることはできない。

第21条：荷物置き場

荷物置き場への所有物の仮置きは、しかるべき条件の下で容認される。ただし、日本館は、荷物を受け入れる義務も、荷物を監督する義務も負わず、盗難や損失が生じた場合、日本館に責任が帰されるこ

とはない。

居住者は、日本館を完全に退去する際、荷物置き場に置かれた荷物を引き取らなければならない。引き取りがなされなかった場合、居住者の退去日から1年と1日をもって保管期限終了とし、日本館はその荷物を廃棄する権利を持つ。

第22条：住居の清掃と保守

住居の清掃は担当職員によって行われる。これは定期的かつ強制的な業務である。担当職員に対しては、その職務を妨げることなく、日本館の全職員と同様、丁寧に接しなければならない。

居住者は、清掃員が住居を訪れる日には整理整頓を行い、職務が滞りなく果たされるようにしなければならない。シーツの交換は、あらかじめ定められた日程に従い、二週間に一度行われる。交換に先立ち、使用したシーツをベッドの足元に置いておくこと。それ以外の場合にも、居住者は住居を各自で清潔に保たなければならない。ごみ箱は日々、各階台所のごみ処理用コンテナを利用して空にするよう努める。

設備などの異常や故障があった場合には、可及的速やかに受付へ知らせること。

虫の繁殖を防ぐため、室内で食品を収納場所以外に保管してはならない。汚れの原因となるようなごみは、専用のコンテナの袋の中に捨てることが求められる。シャワー室の維持に関する規則を遵守し、清潔さが保たれるようにしなければならない。食器洗いは各階のキッチンで行わなければならない。

部屋の汚損を防ぐため、写真、ポスター、その他の物を、跡の残る方法で壁に掛けたり、留めたり、また貼り付けたりしてはならない。

個人的な目的でドアに張り紙や伝言を残すことは認められない。

室内で湿った洗濯物を大量に干すことを禁じる。

以上の規則に反する行為によって生じた損害の賠償には、委託した保証金が用いられる。

居住者は、自らの住居を清潔かつ健全な状態に保たなければならない。これが守られず、また二度の勧告を行っても改善されなければ、強制的清掃、ならびにその料金の請求が行われる。

第6章 館内での生活

日本館は年間を通じ、何よりも学生用の住居である。居住者が館内において職業的な活動を行うことは許されない。商業的な組合、団体の本部が館内に設置されることも認められない。

第23条：共同設備

館内では以下の設備が利用可能である。

- ・図書室 (rez-de-chaussée)
- ・大サロン (rez-de-chaussée)
- ・小サロン (地下)
- ・大キッチン (地下)
- ・コインランドリー (地下)
- ・音楽室 (rez-de-jardin)
- ・フォワイエ (フランス式四階)

これらの設備の使用方法は、本細則に別添の注意書き「共用スペース」において明記されている。居住者は共同スペースの秩序と衛生に配慮し、その維持を担う職員の任務が滞りなく果たされるようにし

なければならない。

第 24 条：居住者委員会（コミテ）

居住者委員会は、各年度の始めに、日本館管理部によって定められた方式に従って選出される。

委員会は日本館の文化・芸術などに関わる活動を推進し、共同生活における良好な協調と居住者間の交流が図られるよう努める。

委員会の予算は毎年、日本館によって割り当てられる。

委員会は居住者の相談相手となり、居住者の出す意見、要望、問題について討議するとともに、館長にその裁定を仰ぐ。館長は可能な限り解決に努める。

第 25 条：会合・集会

学問的、文化的、友好推進的な性格のあらゆる集会や会合の実施には、日本館管理部への申請手続きと許可が必要となる。宗教的または政治的な性格の会合は認められない。

居住者の要望による各集会は、参加者内の一人を責任者として行われる。責任者は集会の順調な進行と、催し終了後の会場の原状復帰に留意しなければならない。

第 26 条：掲示

館内ホールにある掲示板は、全居住者および居住者委員会専用のものである。館内での掲示や配布を目的としたあらゆる公開物には、館長ないしは担当職員による証印が必要となる。

第 27 条：郵便物

居住者に宛てられた郵便物は、各自の郵便受けへ配達されるか、受付に直接置かれる。日本館は、郵便物の保管、転送、第三者への委託の義務および権限を有しない。したがって、退館する場合には、必ず郵便局に住所変更を届け、転送サービスを依頼すること。

第 28 条：危険防止

窓のサッシの上に座ることを禁止する。これに反して発生した事故に対して、日本館はいかなる責任も負わない。

窓際に物品を置いたり吊るしたりすることは固く禁止する。

電気・電子器具は、電力の弱いものに限り室内での使用を許可する。電力を大量に消費する機器（圧力鍋、コンロ、電子レンジ、ヒーターなど）の使用は厳禁とする。違反の際には、その器具は居住者の退館まで没収される。ガス器具の使用は全面的に禁止する。マッチやタバコなどの燃焼物の使用も固く禁ずる。

公共スペースに置かれた備品を室内において使用することはできない。住居に備品を追加することも同様に禁止する。特に備品を補充したい際には、管理部に申請し許可を受けなければならない。この規則に違反した場合には、居住者はあらゆる汚損への責任を負い、問題となる備品は退館の時点まで没収される。

階段室、廊下、非常口、その他の通路に、自転車、スーツケースなどの私物を置くことを禁じる。

居住者は、基本的な安全上の対策に留意しなければならない。特に、たとえ短時間の外出であっても戸締りを行うこと。

大学都市内の安全に関して疑問や問題が生じた場合には、いつでも、日本館管理部もしくは大学都市の警備担当部への相談、問い合わせが可能である。

第 29 条：入口通過時の注意

居住者は各人の安全を守るため、以下の各点につき常に注意を怠ってはならない。

- ・ 入り口の正面扉と階段前の扉が完全に閉じられているのを確認すること
- ・ 未知の人物が背後について侵入するのを防ぐこと
- ・ 入館時に預けられた鍵一式は特に注意して管理すること

館と居室に関する鍵一式は、あくまでも個人用のものであり、その貸し出しは許されない。紛失した場合には新規の鍵一式を貸与するが、その際、金 50 ユーロを徴収する。

第 30 条：騒音

日本館は、居住者の勉学に適した環境を作り出すための努力がなされる場である。したがって、館内での生活においては、各自の休息と学業が尊重されなければならない。よって、以下の各点を遵守すること。

夜 23 時から朝 6 時までの間、室内および共同スペースにおいて騒音を出してはならない。

来訪者は 23 時以前に日本館から退出せねばならない。

第 31 条：喫煙の禁止

共同スペースであれ室内であれ、館内での喫煙は厳禁である。喫煙場所は館の正面入り口付近に設けられており、専用の灰皿が置かれている。

第 7 章 懲戒処分

第 32 条：警告

本細則への違反があった場合、管理部は該当する居住者に対し、書面によって警告を行うことができる。

第 33 条：居住者資格の剥奪

違反が重大である場合、もしくは二度の警告にもかかわらず三度目が繰り返された場合、館長は当該居住者を退去処分とし、訴訟手続きを開始することができる。

当該居住者は、公益法人薩摩財団日本館管理理事会理事長に対し、不服申し立てを行うことができる。

本細則は、薩摩財団日本館管理理事会によって 2013 年 5 月に承認される予定である。

本細則の修正は同理事会においてのみ可能である。

共用スペース

大サロン（地上階）

大サロンは居住者・来訪者の交流の場であり、また講演会、映画会、コンサート、展覧会など、日本館の文化・学術活動の会場として使用されます。

小サロン（地下）

小サロンにはテレビの受像機、ビデオの再生装置、10:00 から 23:00 まで使用できます。またこの小サロンは館長の事前の許可を得て、正規居住者の私的なパーティー等にも利用できます。使用時間は日曜日から木曜日までは 24:00 まで、金曜日・土曜日は 01:00 までです。

音楽練習室（地下）

音楽を専攻する居住者が優先的に使用できますが、利用時間に余裕があれば、音楽技術の向上を望む他の居住者も利用することができます。利用方法の詳細は受付に問い合わせてください。

フォワイエ（4階）

居住者や滞在者の作業室として、あるいはアイロンかけなどの作業のために 07:00 から 23:00 まで使用できますが、騒音によって近隣の居室に迷惑のかからないように注意して下さい。鍵の開け閉めは各部屋の鍵で行えます。

調理場および洗濯機・乾燥機（地下）

地下調理場は、館長の事前の許可を得た小サロンにおける個人的なパーティーの用意などに使用できます。調理中に調理場を離れないようにして下さい。

自動洗濯機および自動乾燥機の使用料は、それぞれ 2 ユーロ、1 ユーロです。次の使用者のために、洗濯あるいは乾燥の終了後、速やかに洗濯物を撤去して下さい（洗濯機・乾燥機の使用に際しては、注意書をよく読んで下さい）。

キチネット

居室で調理をすることは禁止されています。各階にキチネットがあり、電熱器、集合冷蔵庫、電子レンジ、ゴミ箱等が設置されています。また共用の冷凍庫が地下にあります。

ショートを避けるために電熱器に水をかけないよう心がけてください。また使用後は、次の利用者のために電熱プレート、電子レンジなどを掃除すること。

ゴミの出し方

大型のゴミ箱(コンテナ)が地下ガレージおよびガレージ前に置かれています。3種類のコンテナがあります。ゴミは分別して出してください。

黄色の蓋（再生可能1）：紙類、プラスチック製品、ペットボトル、缶など

白い蓋（再生可能2）：ガラス瓶、広口瓶

緑の蓋(再生不能)：その他生ゴミを含むすべてのゴミ。分類の不明なもの

流し、グリルを使用した後は、次に使う人のことを考え、綺麗に掃除してください。プラスチック製の排水口用円形ネットは捨てないでください。

エレベーター稼働時間

エレベーターの安全確保のために、23:00 から翌朝 07:00 までは稼働しません。

消火器および非常ベル

消火器は各階の廊下や炊事コーナーに据えつけてあります。また非常ベルはエレベーター前にあり、誰にも作動できます。避難経路図は居室扉内側と各階段の壁に掲示してあります。

共同シャワー

共同シャワーはトイレに併設されています。使用後は次の使用者のために毛髪を拾うなどして下さい。また 23:00 から翌朝 06:00 までの夜間のシャワーの使用は禁止されています。使用の際は必ずカーテンを引き、裾をシャワー槽の縁の内側に入れてください。さもないと、下の階が水浸しになります。

図書室

日本語、フランス語のテキストや資料、あるいは辞書・百科辞典などの参考資料を閲覧できます。一部の書籍については貸し出しも可能ですので、詳細は司書職員に相談して下さい。居住者は開室時間以外にも読書や勉強のために図書室を利用できます。詳細は図書館前の掲示板を参照してください。